

議案第92号

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例

備前市水道事業給水条例(平成17年備前市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第8条中「第5条」を「第6条」に改める。

第25条(見出しを含む。)中「私設消火栓」を「公設及び私設消火栓」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の許可に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

第38条第1項第2号中「新規指定手数料」を「新規・更新指定手数料」に改める。

別表第1引き込み給水管から分岐できる数の表を削る。

別表第3中「新規指定手数料」を「新規・更新指定手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第92号参考資料
備前市水道事業給水条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(給水装置の定義)</p> <p>第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の<u>管理者の権限を行う市長</u>(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具、又は他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の構造及び材質の基準)</p> <p>第8条 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条の規定によるものとする。</p> <p>(<u>公設及び私設消火栓の使用</u>)</p> <p>第25条 <u>公設及び私設消火栓</u>は、消防、消防の演習又は管理者が特別に許可した場合のほか使用してはならない。</p> <p>2 <u>公設及び私設消火栓</u>を消防の演習に使用し、又は前項の許可を得て使用するときは、管理者の指定する水道企業職員を立会させることができる。</p> <p>3 <u>第1項の許可に関する必要な事項は、管理者が別に定める。</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第38条 管理者は、次の各号に掲げる区分により、申込者から申込みの際、別表第3のとおり手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由</p>	<p>(給水装置の定義)</p> <p>第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業<u>管理者</u>(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具、又は他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の構造及び材質の基準)</p> <p>第8条 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条の規定によるものとする。</p> <p>(<u>私設消火栓の使用</u>)</p> <p>第25条 <u>私設消火栓</u>は、消防、消防の演習又は管理者が特別に許可した場合のほか使用してはならない。</p> <p>2 <u>私設消火栓</u>を消防の演習に使用し、又は前項の許可を得て使用するときは、管理者の指定する水道企業職員を立会させることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第38条 管理者は、次の各号に掲げる区分により、申込者から申込みの際、別表第3のとおり手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由</p>

があると認められた申込者からは、申込後徴収することができる。

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事業者の新規・更新指定手数料

(3)～(7) (略)

2 (略)

別表第1(第12条関係)

給水装置工事負担金 (略)

別表第3(第38条関係)

給水工事手数料

1 (略)	
2 指定給水装置工1件につき 20,000円 事業者の新規・更新指定手数料	
3～7 (略)	

があると認められた申込者からは、申込後徴収することができる。

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事業者の新規指定手数料

(3)～(7) (略)

2 (略)

別表第1(第12条関係)

給水装置工事負担金 (略)

引き込み給水管から分岐できる数 (略)

別表第3(第38条関係)

給水工事手数料

1 (略)	
2 指定給水装置工1件につき 20,000円 事業者の新規指定手数料	
3～7 (略)	